

328

条約の監督機構を改正する、
 人権及び基本的自由の保護
 に関する条約についての第
 一四議定書(ヨーロッパ人権
 条約第一四議定書)(抄)

署名 二〇〇四年五月三日(ストラスブル)
 効力発生

前文

一九五〇年一月四日にローマで署名した人権及び
 基本的自由の保護のための条約(以下、「条約」という。)
 に対するこの議定書の署名国である欧州評議会加盟国
 は、

二〇〇〇年一月三日及び四日に開催された人権に
 関する欧州関係会議において採択された決議第一号及
 び宣言を考慮し、

二〇〇一年一月八日(第一〇九会期)、二〇〇二年
 一月七日(第一一一会期)及び二〇〇三年五月八日
 (第一二二会期)において関係委員会によって採択され

た宣言を考慮し、

二〇〇四年四月二十八日に欧州評議会議員総会によつて採択された意見第二五一号を考慮し、
 主要にはヨーロッパ人権裁判所及び欧州評議会閣僚委員会の作業がますます増大することに照らして、長期にわたる監督機構の実効性を維持及び改善するため、
 条約のいくつかの規定を改正する緊急の必要性を考慮し、

とりわけ裁判所が欧州における人権を保護するために卓越した役割を果たし続けることができることを確保する必要性を考慮して、

次のとおり協定した。

第一条 条約第二条2は、削除される。

第二条 条約第三条は、次のように改正される。

〔第二条(任期及び解任)〕

1 裁判官は、九年の任期で選出される。裁判官は再選されることはない。

2 裁判官の任期は、当該裁判官が七〇歳に達した時に終了する。

3 裁判官は、後任者と代わるまで在任するものとす。ただし、裁判官は、既に審理中の事件は引き続き取り扱わなければならない。

4 いかなる裁判官も、他の裁判官が三分の二の多数決により当該裁判官が必要とされる条件を充たさなくなつたとき決定するのでない限り、解任されることはない。

第三条 条約第二四条は、削除される。

第四条 条約第二五条を、第二四条とし、その規定は、次のように改正される。

〔第二四条(書記局及び報告者)〕

1 裁判所に、書記局をおく。書記局の機能と組織は、裁判所規則に規定する。

2 単独裁判官で裁判する場合には、裁判所は、裁判所長の権威の下活動する報告者により援助される。報告者は、裁判所書記局の一部である。

第五条 条約第二六条は、第二五条(全員法廷)となり、その規定は、次のように改正される。

1 (d)号の末尾のコンマは、セミコロンに代わり、かつ、(e)に削除する。

2 (e)号の末尾の句点は、セミコロンに代わる。

3 次のような新(f)号が、追加される。

(f) 第二六条2に基づつてあらゆる要請を行うこと。

第六条 条約第二七条は、第二六条となり、その規定は、次のように改正される。

〔第二七条(単独裁判官、委員会、小法廷及び大法廷)〕

1 裁判所は、提訴される事件を審理するために、単独裁判官、三人の裁判官で構成される委員会、七人の裁判官で構成される小法廷及び一七人の裁判官で構成される大法廷で裁判する。裁判所の小法廷は、

1 全員法廷の要請により、閣僚委員会は、全員一致の決定によりかつ一定期間について、小法廷の裁判官の数を五に減らすことができる。

2 単独裁判官として裁判する場合には、裁判官は、自らがそれについて選出された締約国に対するいかなる申立をも審理してはならない。

3 訴訟当事国のために選出された裁判官は、小法廷及び大法廷の職務上当然の構成員となる。該当する裁判官がいな場合又は当該裁判官が裁判することのできない場合には、当該当事国によつてあらかじめ提出された名簿から裁判所長によつて選ばれた者が、裁判官の資格で裁判する。

4 大法廷は、裁判所次長、小法廷の裁判官長及び裁判所規則に従つて選任される他の裁判官を含める。事件が第四三条に基づいて大法廷に付託される場合には、判決を行った小法廷の裁判官は、小法廷の裁判官長及び関係当事国について裁判した裁判官を除き、大法廷で裁判してはならない。

第七条 条約の新第二六条の後に、次のような新第

二七条が挿入される。

〔第二七条(単独裁判官の権限)〕

1 単独裁判官は、第三四条に基づき提出された申立を、それ以上審査することなく決定できる場合には、受理しないと宣言し又は総件名簿から削除することができる。

2 この決定は、最終とする。

3 単独裁判官は、申立を、受理しないと宣言せず、総件名簿から削除もしない場合には、さらなる審査のために委員会又は小法廷に提出しなければならない。

第八条 条約第二八条は、次のように改正される。

〔第二八条(委員会の権限)〕

1 第三四条に基づき提出された申立に関して、委員会は、全員一致によつて次のことを行うことができる。

(a) それ以上審査することなく決定できる場合に、それを受理しないと宣言し又は総件名簿から削除すること。

(b) 条約又はその諸議定書の解釈又は適用に関する事件を基礎づける問題がすでに十分に確立した裁判所の判例法の主題である場合に、それを受理するとの宣言と同時に本案に関する判決を下すこと。

2 1に基づき決定及び判決は、最終とする。

3 訴訟当事国について選挙された裁判官が委員会の構成員でない場合、委員会は、当該締約国が1(b)に基づき手続の適用を争っているかどうかを含むあらゆる関連要素を考慮して、手続のいかなる段階においても当該裁判官を委員会の構成員のうち一人の者に代わるよう招請することができる。

第九条 条約第二九条は、次のように改正される。

1 1項は、次のように改正される。

〔第二九条又は第二八条に基づいて決定が行われない場合又は第二八条に基づいて判決が下されない場合、小法廷は、第三四条に基づいて付託される個人の申立の受理可能性及び本案について決定する。受理可能性に関する決定は別個に行うことができる。〕

2 第2項の終わりに、次のような新しい文が挿入される。
 「受理可能性に関する決定は、裁判所が例外的な場合に別段の決定をしない限り、別個に行うものとする。」

3 3項は、削除される。

1 第10条 条約第三十一条は、次のように改正される。

1 (a)号の末尾の「並びに」という文言は、削除される。
 2 (b)号は(c)号となり、次のような新(b)号が挿入される。
 (b) 第四六条4に従って関係委員会によって裁判所に付託される問題について決定すること。並びに」

第11条 条約第三十二条は、次のように改正される。

1 1項の末尾に、コママ及び第六六条という文言が、第三二条という文言の後に挿入される。

第12条 条約第三十五条3は、次のように改正される。

「3 裁判所は、次の各号のいずれかに該当すると考える場合には、第三二条に基づいて付託された個人の申立を受理しないと言明しなければならぬ。
 (a) 申立が、条約又は議定書の規定と両立しないか、明白に根拠不十分か又は申立権の濫用であること。
 (b) 申立人が、相当な不利益を被っていないこと。
 (c) 申立人が、相当な不利益を被っていないこと。ただし、条約及びその諸議定書に審査された人権の尊重のために当該申立の本案の審定が求められる場合はこの限りではなく、国内裁判所により正当に審理されなかったいかなる事件も、この理由により却下されてはならない。」

第13条 条約第三六条の末尾に次のような新3項が追加される。

「3 小法廷又は大法廷におけるすべての事件において、欧州評議会人権弁務官は書面でコメントを提出し及び口頭審理に参加することができる。」

第14条 条約第三八条は、次のように改正される。

「第三八条(事件の審理)」

裁判所は、当事者の代表とともに、事件の審理を行うこと、及び、必要があれば調査を行う。この調査を効果的に行うために、関係当事国はすべての必要な便宜を供与しなければならない。」

第15条 条約第三九条、次のように改正される。

「第三九条 友好的解決
 1 条約及び諸議定書に定める人権の尊重を基礎とする事案の友好的解決を確保するために、裁判所は、手続きのあらゆる段階において、裁判所を関係当事者に利用させることができる。
 2 1に基づいて行われる手続きは、非公開とする。
 3 友好的解決が成立した場合には、裁判所は、事実及び到達した解決の簡潔な記述にとどめる決定を行うことにより、名簿から事件を削除する。
 4 この決定は、関係委員会に送付され、関係委員会はこの決定に定める友好的解決の条件の執行を監視する。」

第16条 条約第四六条は、次のように改正される。

「第四六条 判決の拘束力及び執行
 1 締約国は、自国が当事者であるいかなる事件においても、裁判所の最終判決に従うことを約束する。
 2 裁判所の最終判決は、関係委員会に送付され、関係委員会はその執行を監視する。
 3 最終判決の執行の監視が判決の解釈の問題によって妨げられると関係委員会が考える場合、関係委員会は、解釈問題の判断を求めるため、事案を裁判所に付託することができる。
 4 関係委員会は、締約国が自国が当事者となっている事件の最終判決に従うことを拒否していると考えられる場合、当該締約国に正式の通告を行ったのち、かつ関係委員会に出席する権利を有する代表者の三分の二の多数決による決定により、当該締約国が1に基づく義務を履行するのを怠っているかどうかの問題を裁判所に付託する。」

5 裁判所は、1の違反を認定した場合、裁判所は、

とるべき措置を検討するために関係委員会に事件を付託する。裁判所は1の違反を認定しない場合、裁判所は関係委員会に事件を付託し、関係委員会は、自らの事件の審理を終了させる。」

第17条 条約第五九条は、次のように改正される。

1 次のような新2項が、挿入される。
 「2 欧州連合は、この条約に加入することができる。」
 2 2項、3項及び4項は、それぞれ3項、4項及び5項とする。

最終及び移行規定

第18条 署名及び批准(略)

第19条 効力発生 この議定書は、条約のすべての締約国が第一八条の規定に従って、この議定書によって拘束される旨の同意を表明する日の後の三箇月の期間が経過した後の翌月の一日に効力を発生する。

第20条 1 この議定書の効力発生の日から、議定書の規定は、裁判所の前に継続中のすべての申立及びその執行が関係委員会による監視下にあるすべての判決に適用される。

2 この議定書第二二条によって挿入される条約第三五条3(b)に定める新規の受理可能性基準は、この議定書の効力発生前に受理すると宣言された申立は適用されない。この議定書の効力発生日以降二年後に、新規の受理可能性基準は、裁判所の小法廷及び大法廷によって適用することができる。

第21条 この議定書の効力発生日に最初の任期についている裁判官の任期は、全任期を九年とするように法上当然に延長される。その他の裁判官は、二年間法上当然に延長される任期を終了するものとする。

第22条 寄託者の機能(略)